

平成 6 年 11 月 30 日

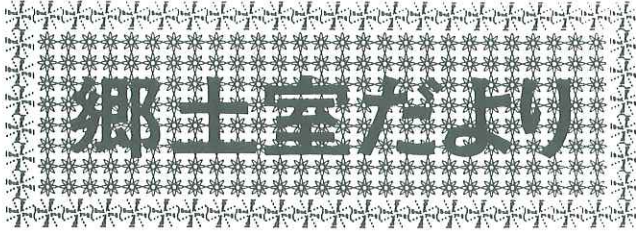
編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 06-060



中央区の「みち」

(その 8)

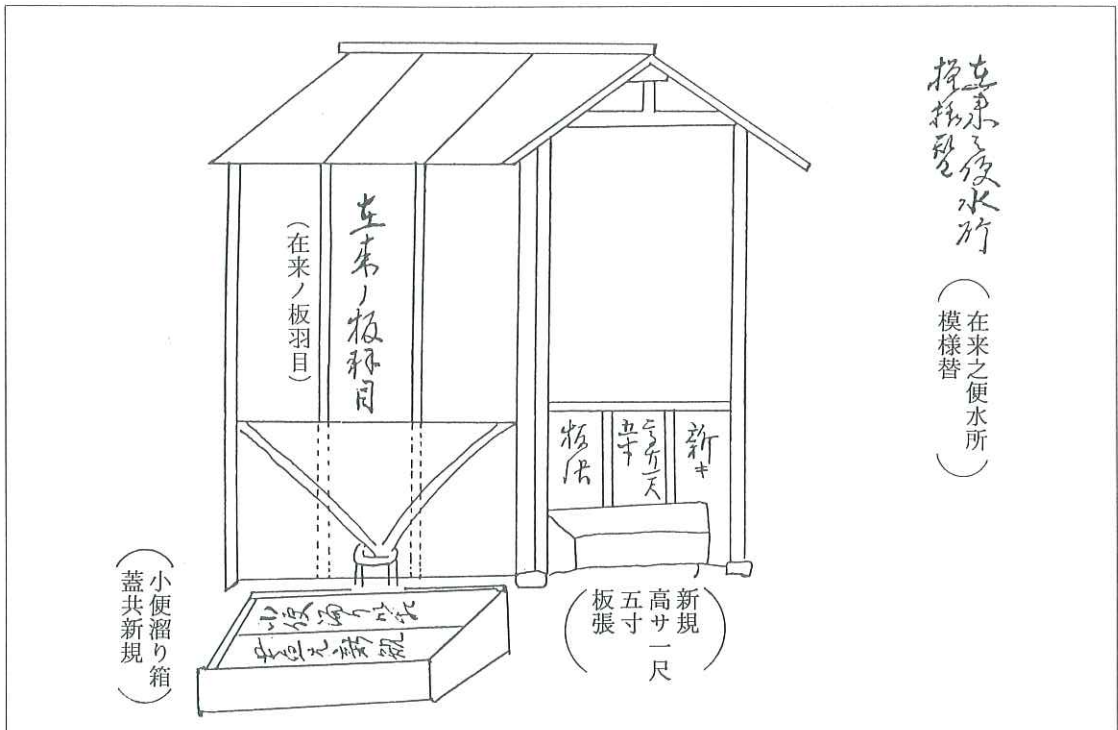
◇朝令暮改の木戸・自身番屋

前号(84号)で特集した「大番屋」という、「寄りみち」を、もとにもどして、ふたたび江戸以来の道路上の施設が、明治初年などのように変わったかを見て行くことにします。

83号の「番屋取払い」の項でみたように、明治元年九月二十日に、天皇の東京行幸の警備上の必要から、その道筋に当る箇所を手はじめに、道路上の木戸・自身番・木戸番屋の取払いが命令されました。そして「番屋取払い」はいちおう一部で実現したのですが、実はその約一年後には、東京府は木戸・自身番などの復活を江戸期の名主改め、「世話掛の中年寄」宛に、つぎのように命令しています。

明治二年十一月十日づけのこの命令書の要旨は、

市中取締は当局がそれぞれ処置をしているが、最近はとりわけ盗賊や追剥などが多くなり、葦殿下(天皇の膝元)としてもつての外の事態になっている。当局としては一層兵隊のパトロールを強化す



在来ノ便水所
模様替

(在来之便水所
模様替)

新規
高サ一尺
板張

小便溜り箱
蓋共新規

るが、市中は「新道横町等道路縦横」であるから、盗賊が逃げかくれしやすく、それを逮捕するには、はなはだ不都合だから、左の通りの対策をする。

というものでした。これは新政府が江戸期の方式を一旦は否定して、各藩から拠出させた兵隊を使って、江戸市内をパトロールさせたけれど、彼等が江戸市中の地理不案内のために治安維持にはほとんど効果がなかったことがわかります。

◇六時切

その対策とはつぎの三つでした。これは当時の状況をしのぐために原史料のまま紹介することにします。

一、場末町々又は新路横町等往来少之場所は、要所を見立木戸取設け、夜六時限切可申事。
但、無益之取飾等不致、古材又は丸太等にても実備を主とし補理可申、且場所之儀は相見立、申立可事。

一、町毎に箱番屋設置、昼夜見張見廻り可致事。

但、箱番屋之儀も、右木戸同様と心得、手軽く霜露を凌候丈に

補理可申。番人之儀は町内より順番に可相勤事。

一、市中大通り町々は、往来之常夜灯可取設事。

但、大町は四つ、中小町は三つ位と可相心得事。

そしてこれらの費用はすべて江戸以来の「町入用」でまかなうことになりました。

それにしても、江戸期には実質的には午後一〇時まで木戸を意識しないで行けなかったものが、「夜六時限切」はいくら軍政下でも、ちよつとキビシすぎります。この法令が出されたのは十一月初旬ですから、六時は「夜」

ですが、夏の間はまだ陽がカンカンと照っているわけですから、他人事ながらどうするのかと心配になります。

その一方では市中に常夜灯を設置することも決められています。

「六時切」が厳重に守られているならば、常夜灯は必要ないはずですが。

まさかこのときから約一二〇年たった東京の方々に「都市景観の修景」のためのライト・アップが流行したのと同じような考えで、常夜灯を新設したとは思えません。

これは「六時切」の原則とは別に、ひと晩中、市中の道路は通行ができたことを物語るものといえます。

ですからこの二か月後の明治三年正月十二日の東京府の布告では、木戸と箱番屋は特別な場所以外は不要にすること。しかし常夜灯だけはそのまま設置することになりました。

そしてその附帯条項として、各家ごとに「何町第何軒」とハウス・ナンバーを書いた木札を掛けることと、家ごとに拍子木や竹のササラを用意して盗難時にはそれを鳴らして知らせることを命じたり、夜廻りの時は武器になるような得物を携帯することを許してもいいます。

いうまでもなくこの常夜灯は、現在の街路灯に当るものですが、もちろんガスや電気で点灯するものではなく、行灯などに使われたのと同じ菜種油を利用したものでした。

というよりも防水された大型行灯といった方が適当だったようです。なお現在の中央区内の街路灯のはじまりは『明治事物起源辞典』によると、この

常夜灯より四年後の明治七年九月一日に本石町河岸一馬喰町四丁目間に点灯されたのが第一号で、つぎが同じ年の十二月に銀座煉瓦街の完成と同時に、京橋―金杉橋（港区内）間に八五基のガス灯が完成したものだとなります。

明治維新とその結果である文明開化を「みち」の面で見ると、このガス灯

による街路灯が、新時代を象徴する明るい光景だったといえましょう。（この頃の東京府関係の史料の引用は『市中取締沿革』（東京都公文書館発行都史紀要二）から行いました）。

◇街頭便所

時期は多少前後しますが、この常夜灯の近代化、つまり道路上の一つの施設としての街路灯の設備と共に、街頭便所のあり方も問題化はしました。

明治六年一月二十五日に東京府は「街便所」について、その清掃を府下の各町に指令しています。その指令の最初の書き出しは「先般、府下街便所建設」を指令したのに、その趣旨をわきまえないで、「徒ニ踏石上ニ大小ラ便シ候」者があり、「今日に至りにはだ不潔」になったから、その掃除方を各町で考えろというものでした。

江戸期には人口の大半をしめたのは長屋すまいの人々でした。長屋ではその長屋全体で使う共同便所が普通でした。そしてその便所にたまった大小便は、下肥という名の肥料として、江戸

近郊の農民に売却されました。

この下肥をいかに高価に売って、良い収入を得るかは、その長屋を支配する大家（家主）家主（以上、全部同じ

意味につかわれました)の長屋経営能力で左右されました。

腕のいい家主になると、下肥売却代金で長屋の花見・暮の餅代などをどっさり稼ぎだして、長屋中をうるおしました。またそれは大家自身の益暮のボーナスでもあったわけです。

このシリーズでおなじみの江戸の地誌の決定版である『江戸名所図会』とほぼ同時期(天保八年—嘉永六年—一八三七—一八五三)に成立した風俗事典である『守貞漫稿』をみると、家主は「大略百両の株の年給二十両、余得十両、糞代大概三、四十両」の年間収入があると述べています。

この年給の意味は長屋の差配料として、取扱い家賃の三〜五%分。余得の方は店子の出生・死亡・婚礼などの異動があった時の証明手数料やもろもろの祝金、礼金、盆・暮のつけとどけなどで、糞代は大体が一人当り年間米一斗の割合で、あらかじめ契約した近郊農民に売却した代金のことです。つまり家主の年収の半分は、その差配する長屋の住民の糞代だったので。

◇二つの川柳

ですから長屋の「人口増減」のつど、

つぎの川柳のような光景がみられました。

肥取りへ尻がふえたと大家言ひ

なにしろ一人一年一斗の割合ですから、長屋の人数イコール尻の数は大家にとつては、その収入源の重大な数値です。したがって大家は尻数の変動を肥取りし近郊農民に確認させなければなりませんから、かなり口うるさく肥取りに念を押している状況がわかります。

その辺の事情を店子の方でも、心得ていて、なるべく大小便はよそで放出しないで、自分の長屋の便所に溜め込んだ方が得なわけですから

家主へみやげ帰って尿をたれ

といった具合に、家主・店子双方ともに「細かい配慮」をすることが、いわば江戸の生活の常識だったわけですね。ところが御一新明治新政府の諸改革のひとつとして設置された「街便所」は、多分そこに溜った下肥の処分方法が明示されなかったことが原因だったでしょう。

前項で紹介したように、「不潔」になったから掃除責任を各町で考えろと

いうことになりました。それならば始めから、各町地先の道路に出来た「街便所」の下肥処分権は、その地元にまかせるとしても決めておけば、地元では一滴残さず取り集めて売却して、あまりにも「不潔」な状態にはならなかったことでしょう。

またそのことと並んで、御一新によってそれまでの生活様式の中の秩序のあり方とは全く別種の、都市生活者なしいしは通過者が増えたことの反映が、この「街便所」設置と清掃問題に見られるようです。

◇外国式街頭便所

この街便所については、前出の「清掃方指令」のほかに、個々の設置場所や構造などを具体的に調べようとしても、何の手がかりも残されていません。

しかしさきに見たような「徒二踏石二大小方便シ」といった表現から推察しますと、あるいは下肥溜——普通は大きな桶を地中に埋め込んだもの——の上に「踏石」を渡した程度のものでしょうか想像されません。

ところが「清掃方指令」が出された約一年二か月後の明治七年三月に、市の中の各大区の区長から東京府宛に、これまでの街便所を「外国便所」に改造

したいという建言が出されました(この時に添付された「外国便所」の図が、85号の表紙の絵図です)。

この建言の文章の最初の部分を紹介しますと「市中便水所兎角不潔汚生シ候ニ付、汲取掃除方厚注意可致旨、度々御沙汰御座候ニ付」といった調子ですので、例により現代文になおして掲載することにします。

- ① 市中便水所の維持管理には度々の指令の通り努力してきた。
- ② 最近、警視庁より外国便所の雛形を示されて、このように改造したらばどうかという話があった。
- ③ そこで各区は区入費で改造することを計画した。この改造によって「暖気」の時節でも臭気が無くなるのが予想される。
- ④ 試験的に柳原土手(区内の神田川南岸)に三か所、この便水所をこしらえて検討したが「辨利宜敷」ものと認められたので、全区に普及させることにした。
- ⑤ 街頭便所のこととは「市中一体掃除請負人」との契約があるもので、不潔のまま放置したり、不十分な扱いの業者は引替(取りかえる)たりして来た。これは特に「暖和」の氣候の時にきび

しく行ってきたが、追々外国便所に模様替えすれば、事情はかなり改善されると思われるので、雛形をつけてお伺いする。

⑥ 但、往還（道路のこと）が狭くて模様替えが出来ないような場所では、これまでの便所を壊して、便利な場所に移したく思っている。

というものでした。各大区長による「建言」（提案）といっても、実際は警視庁の意向を受けたものだったわけです。そしてこの「建言」は当然のことながら認可されています。

◇外国と洋風

それにしても表紙の絵のような「便水所」のどこが「外国便所」だったのでしょうか。

『東京市史稿 市街篇』第五十六（昭和四十年 東京都刊）には、「街頭便所洋風改造ニ着手」という見出しをつけて、この史料を扱っています（同書二六三ページ）。

外国といえただちに西洋、つまり洋風と短絡する現象が一六五五年当時の東京都の修史担当者の中に残っていたことを証明する事柄なのですが、原

史料は「外国便所」とだけあって、東洋風とも西洋風も洋風とも書いていないのですから、『市史稿』の「洋風」はちょっと問題になる表現です。

強いて「洋風」の点を考えてみますと、これまでの便所は「臭気甚シク不潔」だったとあり、その臭気を改善するための「洋風」模替えだったのです。臭いが強いのは不快ではあっても、不潔＝不衛生ではないはずなのですが、「洋風」感覚では臭気がそのまま不潔になってしまふ所が、いまから約一二〇年前の当事者の感覚だったようです。

第二は「便水所」という表現が、あるいは「洋風」だったのかもしれない。というのは表紙の絵を見る限り、文字通りこの「便水所」は、小便貯溜専用施設であって、大使用ではないように見えます。

江戸・東京の下肥は大小便混合の状態が普通ですから、小便だけを集める「便水所」は江戸・東京人にとっては「外国便所」と呼ぶほかはなかったのかもしれない。

◇この場合の「外国」

（前略）小便擔と大根を荷ひたる男「大こん小便しよ 北八」ハ、、、。唐茄子が笛をふいた見

世ものは見たが、大こんの小便するのは、ついで見た事がねへ 弥次「あれがかの、大根と小便と、どつけへにするのだろう こへとおつきな大こんと、小便しよ（後略）

（岩波『古典文学大系62』より）これはすぐわかるように十返舎九の『東海道中膝栗毛』六編下の中にある、京は三条にほど近い場所、弥次郎兵衛と北八が小便と野菜を取り替える場面。

関東に対して先進農業地帯だった上方の京・大坂での下肥は、早くから小分離、小の方だけが尊重されたことは、この『膝栗毛』をはじめ『皇都午睡』や『都繁盛記』などにもあります。

江戸人である曲亭馬琴も上方旅行の時の随筆『騎旅漫録』の（八十二）に、つぎのように書いて東西文化のちがいに驚いています。

女兒の立小便 京の家々厠の前に小便担桶ありて、女もそれへ小便をする故に、富家の女房も小便は悉く立て居てするなり、但良賤とも紙を用ず。妓女ばかりふところかみをもちて便所へゆくなり。

〔割註〕月々六斎ほどづゝこの小便桶をくみに来るなり。」或は供

二三人つれたる女、道ばたの小便たごへ立ながら尻の方をむけて小便をするに耻らるゝるゝ笑ふ人なし。

と描写しています。下肥のキキメは上方流の方が良かったことはいまでもないことでした。したがってこの上方流の「便水所」に改造することは、当時の地域感覚からすれば「外国便所」改造以外の何ものでもなかったことと推察できます。（鈴木理生）

郷土資料室からのお知らせ

○『中央区沿革図集』の第二弾である「日本橋篇」が、ほぼ予定通りに印刷段階に入りました。できるだけ完全な原稿をそろえたつもりでも、いざ印刷のための割付（レイアウト）を前にすると、はじめのイメージやそれを表現する意図と現実の間に、実にいろいろなギャップが出てくることに、いまさらのように驚ろいています。微調整どころか大幅変更といった作業が続く昨今です。

「天下の日本橋」を地図でどのように描くか、そのことはかりを考えて来たのですが……。